

仕 様 書

I 概 要

- 1 年度及び名称 令和 8 年度及び令和 9 年度和歌山県立こころの医療センター電力調達
- 2 需要場所 和歌山県立こころの医療センター
和歌山県有田郡有田川町庄 3 1 番地
- 3 業種及び用途 官公署（病院）

II 仕 様

- 1 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式、発電設備等
 - (1) 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - (2) 供給電圧（標準電圧） 6,000V
 - (3) 計量電圧（標準電圧） 6,000V
 - (4) 標準周波数 60Hz
 - (5) 供給方式 1 回線受電
 - (6) 電化厨房機器 有
計量電圧（標準電圧） 200V
 - (7) 発電設備 ①非常用自家発電装置
 - (ア) 定格出力 1000kVA
 - (イ) 台 数 1 台
 - (ウ) 用 途 非常用
 - (エ) 定格電圧 6600V
 - (オ) 系統連系の有無 無
 - (カ) アンシラリーサービス料対象容量 0kW
- 2 契約電力及び予定使用電力量
 - (1) 契約電力 常時電力 600kW
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。)
 - (2) 予定使用電力量 1,983,681kWh
令和 8 年 8 月 1 日 0 時 00 分 ～ 令和 9 年 7 月 31 日 24 時 00 分までの電力量見込み。
月別の予定使用電力量は、次のとおりとし、実際の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

月別予定使用電力量

(単位：kWh)

年 月	予定使用電力量
令和8年 8月分	218,117
令和8年 9月分	199,174
令和8年 10月分	148,808
令和8年 11月分	129,751
令和8年 12月分	173,564
令和9年 1月分	184,012
令和9年 2月分	160,700
令和9年 3月分	150,679
令和9年 4月分	122,769
令和9年 5月分	120,544
令和9年 6月分	165,355
令和9年 7月分	210,208
計	1,983,681

3 供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、40%以上とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

- 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書(再エネ指定)
- 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であって FIT 非化石証書及びトラッキング付非 FIT 非化石証書(再エネ指定)、グリーンエネルギー証書(電力)、再生可能エネルギー電気由来の J-クレジット

※供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面(様式自由)で提出することとする。

4 契約期間

- (1) 自 令和8年8月1日0時00分 から 至 令和9年7月31日24時00分
- (2) (1)にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除することができる。

5 電力量等の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	遠隔自動検針
計量器の構成	電力需用用複合計器 (通信機能付)

6 需給地点

病院敷地内に設置している電柱の開閉器の電源側 (1箇所)

7 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

8 保安上の責任分界点
需給地点に同じ

9 電化厨房機器 (一台当たりの設備容量)	コンビオーブン	18kw-	1台
	移動式電磁調理器	3kw-	3台
	電磁調理器	5kw-	3台
	消毒保管庫	2.6kw-	2台
	消毒保管庫	9.8kw-	4台
	冷温蔵配膳車	3.355kw-	3台
	冷温蔵配膳車	3.063kw-	2台
	冷温蔵配膳車	2.04kw-	1台
			合計 104.631kw

III その他

- 1 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。
- 2 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- 3 非常用自家発電設備 1000kVA×1台を有している。
- 4 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)(2026年4月1日実施)、高圧電力AL(卸市場価格連動)(主契約料金表)(2026年4月1日実施)による。
- 5 燃料費調整額の算定は、公告の日を実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)(2026年4月1日実施)を契約終了日まで用いること。
- 6 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (2) 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (3) 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。